

学校いじめ防止基本方針

和泉市立青葉はつが野小学校

令和8年5月

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめを未然防止するという観点から、人の心の痛みを自分のものとして受け止め、自分のことも人のことも大切にできる、豊かな心を育成する。今、本校の児童にはどんな課題があり、どういう力が欠けているのか、その実態を明らかにし、その力をつけていくためにはどのような取り組みが必要なのかを全教職員で協議する。それを元に、各分掌・各学年で、同じ方向性を持って進んでいかなければならない。

学年全体で、学校全体で育てていくなかでいじめを未然防止していく。これが基本理念である。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（本人が苦痛を感じていれば、加害側に悪気がなくても『いじめ』として認知し、組織で対応する）

*具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- スマートフォン、タブレット、SNS、オンラインゲームなどで、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

校内生指支援委員会（いじめ対策委員会）

(2) 構成員

校長 教頭 首席 生活指導担当 養護教諭 支援教育コーディネーター
該当学年

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 取り組み状況の把握と検証

個々の事例に応じたケース会議のあり方について点検を行い、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しを行う。

第2章 いじめ防止

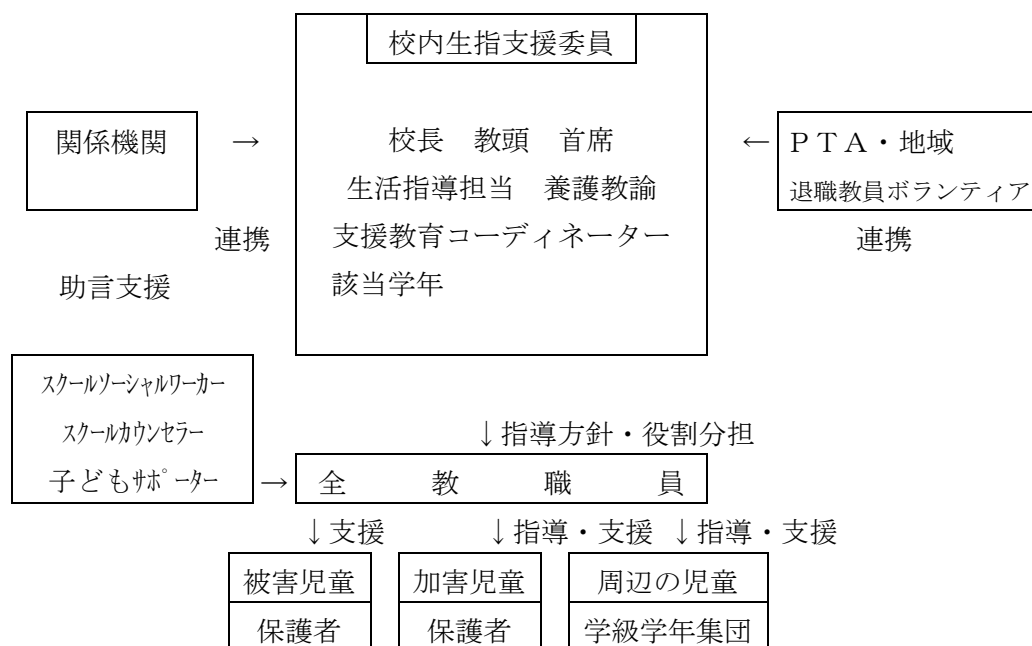
1 基本的な考え方

「対話を通して、自分も幸せ、みんなも幸せ」

これは本校の学校教育目標である。ここでいう「対話」とは、「向かい合って話し合うこと」と、狭義にとらえるのではなく、「自分の思い通りにならない他者，自分と同じ考えで行動するとは限らない他者との間でも，お互いを認め合い，信頼関係を築くことで」である。そして、対話を通して自分だけではなく他者の幸せも思える一人ひとりであってほしいと思う。そのことをふまえ、健康・安全教育，生活指導の充実した，子どもたちにとって安心できる居場所，楽しい学校づくり、違いを認め合う、心理的安定性の高い学級づくりに努める。また，一人ひとりの生命と人権を何よりも大切にしていく。

この基本的考え，全教職員の共通理解の基，以下の学校体制でいじめの未然防止に取り組む。

いじめ未然防止のための「校内生指支援委員会」を中心とした学校体制



2 いじめの防止のための措置

- (1) 命を尊び、安全・安心に通える学校作りを推進する。
- (2) 学び合い、支え合い、高め合う、すなわちお互いが認め合う人権意識の向上を図る。
- (3) 教師と児童との信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるため、価値を求めて接する態度を教職員自らが体現しながら指導にあたり、「対話」することにより、児童相互が良さに気づき、認め合う関係作りを大切にした授業を推進する。その過程で主体的に学び、行動する児童を育成するよう取り組む。
- (4) 基礎・基本を確実に習得させ、すべての児童が「わかる・できる」喜びを感じることができ、自己肯定感を高めることができる授業の創造に努める。そのため、児童一人ひとりが参加実感を味わえる授業づくりや認められる場を創造する。
- (5) 個に応じた指導を充実するため、支援教育コーディネーターが中心となり、担任と専科教員等が連携し、よりきめ細かな指導を工夫する。また支援教育の視点で児童理解を深め、丁寧な生活指導をめざす。
- (6) 「開かれた学校づくり」のため、幼保・中はもちろんのこと、家庭・地域・関係諸機関との連携を深める。特に保護者に対しては、保護者の「思い・願い」や「不安」に共感し、しっかりと受け止める姿勢を大切にして地域・保護者の信頼を得る努力を続ける。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめはどこのクラスにも起こりえるとの認識に立ち、普段からクラス内の人間関係を把握し、児童の変化(欠席・遅刻の増加, 成績の変化, 顔色, 表情等)を見逃さず, 相談しやすい関係, 信頼関係を築いておく。教職員においては, 共通理解・協力体制のもと, 普段から情報交換を行い, 家庭・地域との連携を密にし, 情報交換に努め, いじめ等の問題行動等の背景(環境的理由・原因)の把握に努める。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として, 定期的に教職員によるスクリーニングを行う。また, 児童アンケートを学期に一度行う。定期的な教育相談としては, スクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカーによる教育相談をそれぞれ行う。また, 終礼・経営会議(職員会議)での報告, 学年会や生活指導部会での情報交換・事例研究, 保健室からの情報により日常の観察を行う。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため, PTA実行委員会等において, 家庭・学校でのそれぞれの子どもの様子・実態について情報交換し, 必要なサポートを相互に行う。また学校運営協議会, 三葉子育てネットワーク等の機関とも同様の取り組みを行う。
- (3) 児童, その保護者, 教職員が, 抵抗なくいじめに関して相談できる体制として, 生徒指導担当, 養護教諭, 支援教育コーディネーターをあてる。
- (4) 学校ホームページ等により, いじめ相談体制を広く周知する。校内生指支援会議, 学校教育自己診断等により, 相談体制が適切に機能しているかなど, 定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については, その対外的な取り扱いについて, 本校個人情報取扱規程に沿って取り扱うものとする。

第4章 いじめに関する考え方

1 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どのクラスにも起こり得るもので、人間として絶対に許されないものであり、いじめを受けた子どもの心と体に、またその成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であるとの認識のもと、その未然防止、早期発見、解消および再発防止は学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ協働し、一体となって取り組むべきものである。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) 報告・連絡・相談

発見・通報を受けた者→担任・学年主任・生活指導担当→校長・教頭
迅速に、些細な違和感レベルの情報でも

(2) 校内生指支援委員会開催

- ①具体的対応方針決定
- ②状況把握
- ③全教職員との情報共有
- ④事実確認及び指導記録

(3) 教育委員会へ報告

状況により、必要な支援を要請

(4) 関係機関との連携

状況によって、こども未来室、こども家庭センター、警察等との連携の必要性を判断する。

3 いじめられた児童またはその保護者への支援

本校では、いじめの被害を受けた児童が安心して学校生活を送ることができるよう、心身のケアと安全確保を最優先に対応する。また、保護者の不安や心配に寄り添い、信頼関係を築きながら支援を行う。

(1) 被害児童の安全確保と心理的ケア

- ・被害児童の安全を最優先し、必要に応じて教職員による見守りや一時的な教室変更など柔軟に対応する。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭などと連携し、専門的な心理的支援を行う。
- ・児童の意向を尊重し、安心できる人間関係や学習環境づくりを進める。

(2) 保護者への丁寧な説明と相談対応

- ・いじめの事実関係や対応状況について、保護者に対して丁寧かつ迅速に説明する。
- ・保護者の不安や心配に真摯に耳を傾け、継続的な相談体制を整える。
- ・必要に応じて教育委員会や外部支援機関とも連携し、より専門的な支援につなげる。

(3) 再発防止に向けた環境づくり

- ・いじめの原因や背景を分析し、再発防止に向けた学級・学年での指導を行う。
- ・被害児童が安心して学校生活に復帰できるよう、教職員が一体となって支援する。
- ・周囲の児童への指導を通して、思いやりと尊重の心を育てる教育活動を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめは、他者の人権を著しく侵害する重大な行為であり、絶対に許されるものではない。本校では、いじめを行った児童に対しては、厳正かつ教育的な視点から指導を行うとともに、その保護者と連携し、再発防止に努める。

(1) いじめを行った児童への指導

- ・いじめの事実を正確に把握し、本人にその行為の重大性や相手への影響について理解させ、反省を促す。
- ・道徳教育や個別面談、学級指導などを通じて、共感力や規範意識を育てる指導を継続的に行う。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー等と連携し、行動の背景にある要因（ストレス、家庭環境、交友関係など）にも配慮した支援を行う。
- ・校内での対応に加え、教育委員会等と連携し、より専門的な支援につなげる場合もある。

(2) 保護者への説明・助言と協力依頼

- ・保護者に対していじめの事実や学校の対応について丁寧に説明し、家庭での話し合いや生活指導を依頼する。
- ・保護者と連携して、児童の反省と自律を促し、再発防止に向けた具体的な対応策を共有する。
- ・必要に応じて、保護者への相談機会や外部支援機関の紹介も行い、学校と家庭が協力して児童の健全な成長を支える体制を整える。

(3) 再発防止に向けた取組

- ・いじめの背景や環境を見直し、学級・学年全体での人間関係づくりを強化する。
- ・学校全体で「いじめを許さない」意識を高めるための教育活動を計画的に実施する。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) はやし立てる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害の子どもにとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤立感・孤独感を強める存在であることを理解させる。
- (2) 「観衆」の児童には、その行為がいじめをさらに拡大させ、深刻な事態にさせていることを理解させ、加害の児童同様、「いじめ行為は相手の人格を侵害するもので、絶対に許されることではない」という強い姿勢で対応する。
- (3) 「傍観者」の児童は、いじめ事象を結果的に容認しているという意味では、加害者といえる。「傍観者」の児童への働きかけがいじめの対応の重要なポイントとなる。この児童たちの価値観が「いじめを許さない」ものになるよう、相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導をする。
- (4) すべての教職員が一丸となって、「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

6 インターネット上のいじめへの対応

(1) オンライン上でのトラブルへの対応

① インターネット上のいじめの発見

- ・インターネット上のいじめは、児童自身や保護者、地域の方、卒業生、一般市民などからの情報によって発覚することが多いため、次の点に留意しながら、早期の情報収集に努める。
- ・情報提供者から直接話を聞き、記録を正確に残す。
- ・情報提供者の連絡先を確認し、個人情報や情報源の秘密は厳守することを約束する。

② 内容の確認と保存

- ・いじめの証拠となる投稿や画像、メッセージなどは、スクリーンショットの取得やURLの記録などにより保存する。
- ・被害児童の身体的な画像や動画等については、保存の必要性を関係者で協議の上、慎重に扱う。
- ・自殺予告や生命に関わる脅迫（殺害予告など）を含む場合は、速やかに警察や関係機関に連絡する。

③ SNS やサイトの運営者への削除・開示請求

学校が専門機関（法務局やSNS相談窓口等）への相談をサポートし、原則として被害児童本人またはその保護者が、SNSやウェブサイトの運営者に対して問題投稿の削除や投稿者情報の開示を請求する。

④ プロバイダへの削除依頼

サイト運営者と連絡が取れない場合や、削除依頼をしても対応されない場合は、インターネット接続事業者（プロバイダ）を通じて対応を求める。

(2) 児童への対応

① 被害児童への対応

ネットいじめは匿名性が高く、加害者の特定に時間がかかることや、投稿された内容が短時間で広く拡散される危険があることが特徴である。

そのため、被害児童への心のケアに重点を置き、スクールカウンセラーなど専門機関との連携を図る。ケース会議などを通して支援方針を明確にし、保護者にも丁寧に説明を行う。家庭の状況についても把握しながら、学校と家庭が連携して対応する。

② 加害児童への対応

- ・加害児童が過去にいじめを受けていたなどの背景がある場合もあるため、単に「加害者」と決めつけるのではなく、本人の状況や動機を丁寧に確認する。
- ・保護者には、ネット上でのいじめは重大な問題であることを伝え、再発防止のため、スマートフォンやインターネットの家庭での使用方法について指導・助言を行う。

③ 全児童への対応（予防教育）

SNS やインターネット上で誹謗中傷を見つけた際には、大人に相談することの重要性を伝え、次の点について児童への指導を徹底する。

- ・誹謗中傷の書き込みは「いじめ」にあたり、絶対に許されない行為である。
- ・SNS やインターネット上の投稿は、匿名であっても個人が特定される可能性がある。
- ・悪質な投稿は法的に処罰されることがあり、場合によっては重大な事件に発展する可能性がある。

7 重大事態への対応

いじめによって、児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめを原因として長期間にわたり学校を欠席していると考えられる場合は、次のように速やかに対応する。

(1) 初動対応と体制づくり

重大事態の発生が疑われる場合は、速やかに市教育委員会に報告する。

市教育委員会と協議の上、対応組織（調査・支援チームなど）を立ち上げる。

対応組織を中心に、関係者への聞き取りや資料の確認などを行い、事実関係を正確かつ丁寧に調査する。

(2) 調査結果の共有と支援

調査の結果は、いじめを受けた児童とその保護者に対して、事実関係と必要な情報を丁寧に説明し今後の支援や再発防止策についても共有する。

【重大事態に該当する具体的なケース】

次のような場合には、「生命・心身または財産に重大な被害があった」と判断し、重大事態として対応する。

- ・児童が自殺を図った場合、または自殺未遂と認められる言動があった場合
- ・児童が重大なけがや障がいを負った場合
- ・金品の損失や強要など、児童の財産に大きな損害があった場合
- ・いじめが原因で、不安障害やうつ病などの精神的疾患が発症した場合
- ・また、「相当の期間、学校を欠席している」かどうかについては、年間30日程度を目安とする

(3) 申し立てがあった場合の原則

児童や保護者から「いじめによって重大な問題が生じた」と申し出があった場合は、たとえ学校側が当初「いじめの結果ではない」「重大事態に当たらない」と判断したとしても、その時点で重大事態として扱い、必ず報告と調査を実施する。

【補足】

※重大事態の調査では、被害児童の人権・プライバシーを尊重しながら、再被害や二次被害を防ぐ配慮を徹底する。関係機関（教育委員会、警察、医療・福祉機関など）との連携も必要に応じて行う。

それぞれの項目について、「はい」と答えられれば、「✓」（している・できている）を入れてください。
「✓」の入らなかった項目については、自身で別添の資料で確認したり、学校全体で話し合ったりしてください。

<基本認識など>

- 1 いじめは重大な人権侵害であるという認識を持っている。
- 2 いじめとはどのような行動・言動なのか（いじめの定義）を理解している。
- 3 「いじめはどの子どもにも起こりうる」という認識を持っている。
- 4 学校の「いじめ防止基本方針」の内容を、毎年度確認している。
- 5 「校内いじめ対応マニュアル」にある適切な対処などを理解し、実行している。
- 6 気になることがあったときには、一人で抱え込まず、他の先生や管理職に相談している。
- 7 「いじめが解消している状態」とはどのような状態であるか理解している。
- 8 いじめにかかる研修会等に積極的に参加し、資質向上に努めている。

<未然防止>

- 9 「いじめは決して許されない」ことを様々な機会に子どもに発信している。
- 10 いじめについて考えさせる授業や機会を学期に何度か設定している。
- 11 コミュニケーション能力を育み、互いに認め合える集団づくりや授業をしている。
- 12 携帯電話やインターネットとの正しい向き合い方を計画的に指導している。
- 13 自らの言動が、いじめを助長することがないように意識している。

<早期発見>

- 14 すべての子どもの気持ちや状況を把握する工夫をしている。
- 15 子どもの小さな変化や気になる言動をいじめではないかと考え、積極的に認知している。
- 16 子どもが相談しやすい雰囲気づくりに努めている。
- 17 情報（アンケートの結果等）を他の教員等と共有し、適切に保管している。

<発生時の対応>

- 18 被害を受けている子どもの気持ちを理解し、守ることを第一に考え、行動している。
- 19 いじめを発見したり、相談を受けたりした場合、迅速に組織で対応している。
- 20 いじめの訴えから、事実の調査をする際、情報収集すべき内容（いつ・どこで・だれが・なぜ・どのように等）を理解している。
- 21 聞き取りなどを行う際、子ども個別の事情やその場の状況等を配慮している。
- 22 いじめの対応について連携できる関係機関・専門機関とそれぞれの役割について理解している。
- 23 被害側・加害側とも保護者に対して、いじめの事実や今後の方針等、丁寧に説明、対応している。

<重大事態への対応>

- 24 どのような事態が「重大事態」にあたるかを理解している。
- 25 いじめ重大事態の認定や調査委員会に関する事項などについて理解している。